

2012年3月16日

最高裁判所

長官 竹崎博允 殿

東京地方裁判所

所長 岡田雄一 殿

東京弁護士会

会長 竹之内 明

国籍を問わず司法委員の任命を求める意見書

第1 意見の趣旨

- 1 東京地方裁判所は、2012年4月選任見込みの司法委員の候補者として当会が推薦した会員のうち、当会が東京地方裁判所からの国籍についての問い合わせに対して回答を拒否した会員について、国籍が確認できないことを理由とする任命をしないとの決定を撤回し、改めて任命するよう求める。
- 2 最高裁判所は、裁判所の司法委員について、日本国籍を有することを選任要件とする取扱いを速やかに変更し、日本国籍の有無にかかわらず、適任者を任命する扱いとするよう求める。

第2 意見の理由

1 本件の経緯

2011年7月13日、東京地方裁判所から司法委員の推薦依頼があったので、同年10月7日、当会は外国籍者である当会会員を司法委員に推薦した。

同年11月15日、東京地方裁判所から当会宛に、推薦した司法委員候補者の国籍の照会がなされたが、同月22日当会は回答を拒否した。

同年12月8日、東京地方裁判所民事部所長代行者から当会副会長宛、当会の推薦した候補者の国籍が確認できないことを理由として司法委員への採用を拒否するとの連絡がなされた。

2 本件以前の経緯

当会は、2006年3月31日、韓国籍（特別永住者）である当会会員が日本国籍を有しないとの理由で司法委員採用を拒否されたことに関し、東京地方裁判所長に対し、採用拒否された会員の採用を求める「外国人の司法委員採用拒否に対する意見書」を提

出した。さらに、2008年3月27日、当会が推薦した会員のうち、当会が東京地方裁判所からの国籍についての問い合わせに対して回答を拒否した会員について、同裁判所が最高裁判所への調停委員候補者として任命上申をしないとの決定をしたことに関し、東京地方裁判所長に対し、任命上申をしないとの決定の撤回等を求めるとともに、最高裁判所長官に対し、裁判所の民事・家事の調停委員について、日本国籍を有することを選任要件とする取扱いを速やかに変更し、日本国籍の有無にかかわらず、適任者を任命する扱いとするように求める意見書を提出した経緯があった。

ところで、同種の問題は、他の裁判所においても引き起こされていた。

2003年、兵庫県弁護士会が韓国籍の会員を家事調停委員候補者として推薦したところ神戸家庭裁判所より最高裁に上申しないとの説明があり、同弁護士会は推薦を撤回せざるを得なかった。2006年3月、仙台弁護士会がやはり韓国籍の会員を家事調停委員候補者として推薦したところ仙台家庭裁判所から採用を拒否された。

かかる状況下、日本弁護士連合会が、2008年、最高裁判所に調停委員・司法委員の採用について日本国籍を必要とする理由について照会したところ、最高裁判所事務総局人事局任用課より同年10月14日付けで「照会事項について、最高裁判所として回答することは差し控えたいが、事務部門の取扱いは以下の通りである。」として、法令等の明文上の根拠規定はないとしながらも、「公権力の行使に当たる行為を行い、若しくは重要な施策に関する決定を行い、又はこれらに参画することを職務とする公務員には、日本国籍を有する者が就任することが想定されていると考えられるところ、司法委員・調停委員はこれらの公務員に該当するため、その就任には日本国籍が必要と考えている。」との回答があったことをふまえて、日本弁護士連合会は2009年3月18日、最高裁判所に対し、日本国籍の有無にかかわらず、民事調停委員及び家事調停委員に任命すること、司法委員についても、各地方裁判所に対し、日本国籍の有無にかかわらず任命できる旨通達することを求める意見書を提出した。

3 最高裁判所の見解

最高裁判所の見解は、特別永住者たる在日韓国・朝鮮人についての東京都管理職選考国籍条項訴訟最高裁判決（2005年1月26日）が「地方公務員のうちには、住民の権利義務を直接形成し、その範囲を確定するなどの公権力の行使に当たる行為を行い、もしくは普通地方公共団体の重要な施策に関する決定を行い、又はこれに参画することを職務とするもの（以下、公権力行使等地方公務員という）が含まれている。その職務の遂行は、住民の権利義務や法的地位の内容を定め、あるいはこれらに事実上大きな影響を及ぼすなど、住民の生活に直接のおよび間接的に重大な関わりを有する。それ故、国民主権の原理に基づき、国及び普通地方公共団体による統治の在り方については日本の当事者としての国民が最終的に責任を負うべきものであること（憲法1条、15条1項参照）に照らし、原則として日本の国籍を有する者が公権力行使等地方公務員に就

任することが想定されていると見るべきであり、我が国以外の国家に属し、その国家との間でその国民としての権利義務を有する外国人が公権力行使等地方公務員に就任することは、本来我が国の法体系の想定するところではないものというべきである。」としていることに依拠していると考えられる。

4 外国人の公務就任を巡る情勢

前記最高裁判所の見解は、「国民主権の原理」「統治のあり方については国民が最終的な責任を負うべきものであること」「本来我が国の法体系が想定していないこと」を根拠に、司法委員には日本国籍の保有を要求し、外国籍者の就任を拒否するものである。

しかし、20世紀末からの国際化や欧州統合の展開を背景に、国籍という境界を相対化する考え方が生まれてきている。また多民族・多文化共生社会形成のためには、日本にいる外国籍者がより多くの社会組織に平等に参画できることが基本的要請にもなっている。

最高裁判所が1995年2月28日付第3小法廷判決において「民主主義社会における地方自治の重要性に鑑み」「我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められる者について、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではない」と判示しているのも、このような要請に応えようとするものと理解することもできよう。

加えて、前記最高裁判決において滝井繁男裁判官が、「『公権力の行使に当たる行為を行い』『重要な施策に関する決定を行い又はこれに参画する』公務員という限定は、それだけでは必ずしもその範囲を明確にしうるものではなく、際限なく広がる可能性を持つ。国民主権の原理に基づいて日本国籍を有する者のみが就任することが想定されるものとして説明できる職は、高度な判断や広範な裁量を伴うもの、あるいは直接住民に対して命令し、強制するもの等に限られる」と述べただけでなく、「被上告人は、本人の意思と関係なく日本国籍を失ったものである。国籍条項は、その資質のみによる昇任の道を閉ざすことになって、格別に過酷な意味をもたらしている」との少数意見を述べていることが注目される。

なお、在日韓国・朝鮮人のうち、特別永住者である者については、朝鮮人が1910年の日韓併合条約以降、サンフランシスコ平和条約発効（1952年4月28日）まで日本国籍を有していたとするのが日本政府の見解であること、同平和条約発効を理由とする日本国籍の喪失・剥奪が国籍選択権を認めないでなされたものであったこと等から、在留外国人一般の問題に解消できない問題があること、1945年9月2日以前から日本に居住していた朝鮮半島・台湾出身者とその子孫である特別永住者が40万人近くにも及び、その生活実態において日本国民と何ら変わるところがないことにつき留意が必

要である。

5 国民主権原理と外国籍者の司法委員就任について

司法委員に関しては、その職務について民事訴訟法第279条第1項に、「裁判所は、必要があると認めるときは、和解を試みるについて司法委員に補助をさせ、又は司法委員を審理に立ち合わせて事件につきその意見を聴くことができる」と、その資格について同条第4項に、「前項の規定により選任される者の資格、員数その他同項の選任に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める」と規定されており、司法委員規則第1条に、「司法委員となるべき者は、良識ある者その他適当と認められる者の中から、これを選任しなければならない」と規定されている。

司法委員の職務内容は、純然たる裁判官の補助機能しかなく、司法委員のどのような権限をもって前記最高裁判決の「公権力の行使に当たる行為を行い」という要件に該当するのか全く不明である。

その資格について国籍要件の規定もない。

仮に、一定の職務について外国人の就任が国民主権の原理を理由に制約されることがあり得るとしても、制約される職務は、当該職務への外国籍者の就任が国民主権の原理と本質的に両立しないものに限定されるべきであるところ、司法委員への外国籍者の就任は国民主権の原理と両立しうるものである。

6 まとめ

日本弁護士連合会は、2004年10月8日に宮崎で開催された第47回人権擁護大会で「多民族・多文化の共生する社会の構築と外国人・民族的少数者の人権基本法の制定を求める宣言」を採択し、「永住外国人等の地方参政権付与をはじめとする立法への参画、公務員への就任などの行政への参画、司法への参画を広く保障すること」を求めている。

当会は、この宣言も踏まえながら、最高裁判所長官及び東京地方裁判所所長に対し、司法委員について、国籍の有無に関わらず、「良識」を備えた者の採用の実現を強く求めるものである。

以上